

射水市空き家等対策協議会 会議概要

- 1 開催日時 令和3年2月9日（火）午後3時～4時40分
- 2 場所 市役所201会議室
- 3 出席者 委員11名（夏野会長、櫻井副会長（オンライン参加）、山本委員、田仲委員、伊藤委員、松本委員、浜谷委員、松原委員、森田委員、勝山委員、佐野委員）
事務局5名（島木部長、小塚政策統括監、菅原課長、黒川係長、河内主任）

4 会議要旨

- (1) 開会
- (2) 挨拶（略）
- (3) 射水市空き家等対策協議会委員紹介
協議会委員の紹介を行った。
- (4) 協議会会長、副会長の選任
協議会要綱第3条第2項に基づき市長が会長に就任し、同要綱第3条第3項により会長が櫻井委員を副会長に指名した。
- (5) 協議報告事項等
 - ア 協議会等の経緯及び進捗状況の報告について（資料1及び資料2）
協議会等の経過及び特定空家等の措置に対する進捗状況について説明
 - イ 特定空家等の措置についての協議（資料3）
令和2年度に新たに3棟の老朽危険空き家を、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく立入調査を実施し、特定空家等に認定した。この経緯について報告し、今後の方針案について協議を行った。今後の対応について事務局案を全会一致で了承。
 - ウ その他
- (6) 質疑及び意見等
 - ア 報告事項について
 - 委員 これらの空き家は特定空家等になるまで、空き家状態で放置された期間はどの程度あったのか。
 - 事務局 おおむねどの建物も10年程度の期間があった。
 - 委員 それぞれの事例において解体業者はどのように決められたのか。
 - 事務局 多くの場合、所有者自ら業者決定をしている。市が所有者に代わり措置を行った事例においては、市の入札参加資格を有する業者から見積徴収を行い最低見積業者に発注している。
 - 委員 解体後の跡地はどのように利活用される予定か。解体後の跡地の活用につ

いても行政の支援を求めたい。

事務局 市では、解体後跡地の流通を図ることを目的に老朽危険空き家の解体後跡地購入補助金制度を運用している。また、老朽危険空き家に隣接する空き家を同時に解体する場合の補助金制度を令和2年度から新設し、解体後に一体の土地として流通をはかれるよう促すなどしている。

イ 協議事項について

委員 地域住民としては、所有者が対応する見込みがなく、解体後の土地も困難と思われる空き家が長年放置されることはとても不安である。速やかな対応をお願いしたい。

委員 将来的に所有者が死亡した場合、その相続人に対する働きかけは行うのか。

事務局 そのような場合には、相続権を基に働きかけを行うことになる。

委員 この空き家を放置すると、周辺の土地全体の価値を下げてしまう。跡地の利活用を含めて対応を協議することが必要。

委員 借地部分の所有者の協議は行っているのか。

事務局 土地所有者は、何とかこの土地をきれいにしたい意向はあるが、個人の力ではどうにもできない旨の相談を受けている。

ウ その他質疑及び意見等

委員 今回の事例のような案件が、どの程度あるのか。スピード感を持った対応を求めたい。

事務局 平成28年の空き家実態調査の結果によると、市内に1,538件の空き家があった。そのうち緊急性が高いものは、おおむね200棟程度、中でも周辺環境に著しい悪影響を及ぼすものとしておおむね20棟程度ある。

委員 空き家情報バンクについて、知らないという人がまだまだ多いのが現状である。

事務局 周知については課題に感じている。令和2年3月に（一社）富山県中央古民家再生協会との連携協定をし、バンク登録についての相談対応を行っていただいております登録件数が増えている。今後も民間団体との連携をはかってゆきたい。

委員 個人情報の取り扱いが難しいと思うが、地域に伝えてもよい情報があれば教えてもらいたい。

会長 空家等対策の推進に関する特別措置法において、市は空き家対策のために、所有する税情報を内部利用してよいことになっているが、外部に出すことは難しい現状がある。

委員 空き家の利活用を希望する所有者や地域の方に空き家情報バンク等の制度を紹介する体制などはどのようなになっているのか。

- 事務局 毎年市から送付している固定資産税の納税通知書に制度を案内するチラシを同封している。また、令和3年度に実施予定の空き家実態調査にて、税情報を利用した意向調査を行いたいと考えている。
- 委員 射水市は空き家対策について、非常に熱心であると感じる。引き続き空き家対策を推進してほしい。
- 委員 射水市のエンディングノートの中に、資産や負債について記載する欄がある。うまく活用することで空き家になる前の対応が出来るのではないかいわゆる“終活”を進めるにあたり必要な情報を取りまとめていただくツールとして活用いただいているものである。市では出前講座などで説明しているので、関心のある方に活用していただきたい。
- 会長
- 委員 地域のことは地域が一番よく知っている。地域でできることがあるなら地域にどんどん言ってほしい。行政と地域が協力しながら進めていかないと、うまくいかないだろう。各地域に地域振興会があるので利用してほしい。
- 会長 空き家対策については、その情報を早くつかむことが重要だと感じている。これまで5年おきに空き家実態調査を実施しているが、この間隔をより短くして、最新の情報を得ることができるようにした方がよいとの指摘を議会でも頂いている。今回のご意見は大変ありがたい。
- 委員 空き家対策を空き家対策としてだけ行っても効果には限界がある。地域コミュニティ全体を活性化させることで、空き家も減ってくるし、空き家の活用方法も見つかってくる。
- 地域に住む一人暮らしの方、高齢者の方、外国人の方などがそれぞれの想いがある。それを地域で受け止めるにはどうしたらよいかを考える必要がある。
- 委員 地域のニーズにこたえるためには、年1回ではなく年2～3回は開催してほしい。他県、他市における空き家の活用例も多くある。問題のある特定空家等についての措置だけではなく、有効に活用できる空き家の利活用についての議論の場を設けていただきたい。

以上